

(証券コード 3766 JASDAQ)

平成22年6月24日

株 主 各 位

東京都杉並区和泉1丁目22番19号
システムズ・デザイン株式会社
代表取締役社長 細 谷 徳 男

第44期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成22年6月24日開催の当社第44期定時株主総会において、
下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第44期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）事業報告の
内容報告の件

本件は、事業報告の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第44期（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）計算書類承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 剰余金処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

（期末配当は、1株につき8円）

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。なお、定款一部変更の内容は後記のとおりであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役に深澤公人氏が選任されました。

第5号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、会計監査人にあずさ監査法人が選任され、就任いたしました。

第6号議案 取締役賞与支給の件

本件は、原案どおり取締役賞与として総額7,715千円を支給することに承認可決されました。

以 上

定款一部変更の内容

- (1) 当社は、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るため、また、「JASDAQ」等における上場会社の企業行動に関する規範に関する規則の特例」第7条の規定を受け、「監査役会」及び「会計監査人」を設置し、これに対応する所要の変更を行いました。
- (2) その他、上記変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行いました。

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

旧 定 款	新 定 款
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <新 設>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u>
第5条 ～ <条文省略> 第29条	第5条 ～ <現行のとおり> 第29条
第5章 監査役	第5章 <u>監査役および監査役会</u>
第30条 ～ <条文省略> 第32条	第30条 ～ <現行のとおり> 第32条
<新 設>	<u>(常勤の監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>

旧 定 款	新 定 款
<新 設>	<u>(監査役会の招集通知)</u> 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
<新 設>	<u>(監査役会の決議方法)</u> 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
<新 設>	<u>(監査役会の議事録)</u> 第36条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。
<新 設>	<u>(監査役会規程)</u> 第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(報酬等) 第33条 <条文省略>	(報酬等) 第38条 <現行のとおり>
<新 設>	第6章 会計監査人
<新 設>	<u>(選任方法)</u> 第39条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

旧 定 款	新 定 款
<新 設>	<p><u>(任 期)</u></p> <p><u>第40条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<新 設>	<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</p>
<新 設>	<p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p><u>第42条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を、法令が規定する額を限度として締結することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p><u>第34条</u> ～ <u>第37条</u></p> <p style="text-align: center;"><条文省略></p>	<p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第43条</u> ～ <u>第46条</u></p> <p style="text-align: center;"><現行のとおり></p>

以 上

配当金のお支払いについて

※銀行預金口座またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方

「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしておりますので、その内容をお確かめください。

※株式数比例配分方式をご指定の方

「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしておりますので、その内容をお確かめください。

※振込方法のご指定がない方

「配当金領収証」を同封いたしておりますので、同書に必要事項をご記入、ご押印のうえ、平成22年6月25日（金）から平成22年7月26日（月）までの間に、お近くのゆうちょ銀行または郵便局でお受け取りください。

なお、「配当金領収証」にて配当金をお受け取りの方にも、本年より「配当金計算書」を同封しておりますので、配当金お受け取り後の配当金額のご確認や確定申告を行う際の添付書類としてご利用ください。

また、配当金のお支払方法のご指定・変更につきましては、お取引の証券会社（特別口座に記録された株式につきましては、下記の特別口座管理機関）にお問い合わせください。

特別口座管理機関：みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
〒168-8507 東京都杉並区和泉2丁目8番4号
電話 0120-288-324(フリーダイヤル)